

岸和田市農業委員会
第36回(令和8年6月)総会議事録

1 日時 令和8年6月5日(金) 午後1時30分～午後2時5分

2 場所 桜台市民センター 3階 講座室4

3 議案(その1)

議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請承認について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案(その2)

報告第1号 専決処分の報告について

(専決処分数1号) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

(専決処分数2号) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

(専決処分数3号) 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

5 議案(その3)

議案第4号 令和6年度事業報告について

議案第5号 令和7年度事業計画の策定について

6 出席委員 13名(定数14名)

委員	1番	谷口 敏信	委員	2番	藤原 一郎
//	3番	楠本 忠雄	//	4番	米本 巧
//	5番	大嶋 浩一	//	6番	原 世志之
//	7番	南 加代子	//	8番	塚本 敏雄
//	9番	久禮 広一郎	//	10番	谷藤 栄一
//	11番	坂田 正行	//	12番	今本 一成
//	13番	西村 孝昭	//	14番	東 昭夫

出席推進委員 12名(定数12名)

推進委員	1番	小山 藤夫	推進委員	2番	松林 茂
//	3番	永野 六博	//	4番	黒川 晴之
//	5番	藪 清仁	//	6番	川阪 清秋
//	7番	深井 正清	//	8番	植田 善三
//	9番	植田 功	//	10番	上野 仁
//	11番	田中 唯夫	//	12番	田川 隆司

7 欠席委員

南 加代子委員

8 出席事務局職員

山田事務局長、和田参事、岡主任

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは第36回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

(和田) 農業委員14名の内12名、推進委員12名の内12名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立しております。以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申し上げます。

 2番 藤原委員、4番 米本委員 をお願い申し上げます。

 それでは、議案の審議に入ります。

 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第1号につきましてご説明いたします。

(和田) 議案書(その1)1ページをお願いいたします。本件は、一覧表のとおり農地法第3条の規定による農地の所有権移転が3件でございます。

 事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがいまして、許可要件の全てを満たしているものと報告を受けております。

 以上でございます。

議長 説明が終わりました。

 只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第1号1番の農地について、山直上地区協議会から審査の結果を報告願います。

山直上地区協議会 それでは、山直上地区協議会における議案第1号1番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

(坂田委員) 本件に関しまして、さる6月4日、いずみの農協山直上支店において慎重に審査した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

 以上でございます。

議長 続いて、議案第1号2番の農地について、八木・城北・春木地区協議会から審査の結果を報告、願います。

八木・城北・春木地区協議会（今本委員） それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第1号2番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

議長 本件に関しまして、さる6月2日、いずみの農協城北支店において慎重に審査した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第1号3番の農地について、山直下地区協議会から審査の結果を報告、願います。

山直下地区協議会（黒川推進委員） それでは、山直下地区協議会における議案第1号3番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

議長 本件に関しまして、さる6月3日、いずみの農協山直下支店において慎重に審査した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。
議案第1号について原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

【異議なし】

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第2号についてご説明致します。

（和田） 議案書（その1）2ページをお願い致します。

本件は、地域計画策定後、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市が一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することについて農業委員会に意見を求められた案件であります。

事務局
(和田) 設定する利用権ですが、2ページから3ページの一覧表のとおり6件で、設定する利用権は1番から6番までがすべて賃借権で、期間は1番は令和8年8月12日から令和13年7月31日まで、2番から4番及び6番は令和8年8月1日から令和13年7月31日までの5年間、5番は令和8年8月1日から令和18年7月31日までの10年間、となっております。

事前に行われた、各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、市が一般社団法人大阪府みどり公社に計画の作成を要請することについて異議ないものとして答申することが妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審査の結果を報告願います。
議案第2号1番から3番の農地について、有真香地区協議会から審査の結果を報告、願います。

有真香地区協議会 それでは、有真香地区協議会における議案第2号1番から3番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

(塚本委員) 本件に関しまして、さる6月4日、いずみの農協有真香支店において慎重に審査した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第2号4番・5番の農地について、山直上地区協議会から審査の結果を報告、願います。

山直上地区協議会 それでは、山直上地区協議会における議案第2号4番・5番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

(坂田委員) 本件に関しまして、さる6月4日、いずみの農協山直上支店において慎重に審査した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第2号6番の農地について、南掃守地区協議会から審査の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会（大嶋委員） それでは、南掃守地区協議会における議案第2号6番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる6月1日、岸和田市役所会議室において慎重に審査した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第2号は原案のとおり要請することに異議ないものとして決ましてご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものとして答申することに決しました。

次に、議案第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案第3号についてご説明致します。

（和田） 議案書（その1）4ページをお願い致します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、4ページ5ページの一覧表のとおり6件でございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審査の結果を報告、願います。まず、議案第3号1番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審査の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第3号1番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

協議会 本件に関しまして、さる6月4日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審査した（米本委員） 結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第3号2番から4番の農地について、有真香地区協議会から審査の結果を報告、願います。

有真香地区協議会 それでは、有真香地区協議会における議案第3号2番から4番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

（塚本委員） 本件に関しまして、さる6月4日、いずみの農協有真香支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第3号5番の農地について、八木・城北・春木地区協議会から審査の結果を報告、願います。

八木・城北・春木地区協議会 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第3号5番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

（今本委員） 本件に関しまして、さる6月2日、いずみの農協城北支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第3号6番の農地について、山直下地区協議会から審査の結果を報告、願います。

山直下地区協議会 それでは、山直下地区協議会における議案第3号6番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

（楠本委員） 本件に関しまして、さる6月3日、いずみの農協山直下支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第3号は原案のとおり証明することに決ましてご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり証明することに決しました。

次に、議案書(その2)専決処分の報告に移ります。

報告第1号「専決処分の報告」を一括して報告致します。

報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局

議案書(その2)報告第1号についてご説明致します。

(岡)

議案書(その2)1ページをお願い致します。

本件は、岸和田市農業委員会に関する規程第19条により、専決処分を行なった内容で、令和8年4月21日から令和8年5月20日までの受理分についての報告となります。

2ページをお願いいたします。専決処分第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」は、市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされたもので、3ページの一覧表のとおり、令和8年4月21日から4月30日までに届出がなされ、5月7日に専決処分を行なった内容が2件、3ページの一覧表のとおり、令和8年5月11日から5月20日までに届出がなされ、5月25日に専決処分を行なった内容が2件でございます。

5ページをお願いします。専決処分第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」は、市街化区域内における農地転用の届出がなされたもので、6ページの一覧表のとおり、令和8年4月21日から4月30日までに届出がなされ、5月7日に専決処分を行なった所有権移転が2件でございます。

次に7ページをお願いします。専決処分第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者の証明で、7ページの一覧表のとおり1件で、理由は故障のためであり、5月13日に専決処分をおこなったものがございます。

以上、専決処分報告第1号から第3号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。よって会長が専決処分したものであります。

以上でございます。

議長

報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案書（その2）専決処分の報告を終わります。

次に、議案書（その3）に移ります。

議案第4号「令和7年度事業報告について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第4号につきましてご説明いたします。
（事務局説明）

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第4号は原案のとおり決定するものと決ましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり決定するものと決しました。

議長 最後に、議案第5号「令和8年度事業計画の策定について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第5号につきましてご説明いたします。
（事務局説明）

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第5号は原案のとおり決定するものと決ましてご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり決定するものと決しました。

議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。

【なし】

議長 特段ないようですので、これで第36回総会の議事を終了いたします。

令和8年6月5日

議 長 谷 口 敏 信

委 員 藤 原 一 郎

委 員 米 本 巧

